

令和２年度 第１回佐治地域振興会議

日時：令和２年５月２５日（月）午後６時３０分～

場所：佐治町総合支所 １階 記念ホール

[日程]

１．開 会

２．あいさつ

３．協議・報告事項

（１）令和２年度地域振興会議開催スケジュールについて

（２）令和２年度佐治町総合支所事務担当者について

（３）令和２年度佐治町総合支所当初予算について

（４）新型コロナウイルス対策について

（５）防災ラジオについて

（６）地域内情報伝達設備整備状況について

（７）佐治町生活交通会議について

（８）その他

４．閉 会

佐治地域振興会議委員名簿

(任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日)

	新規 継続 の別	氏 名	選出 区分	現職、前職等の略歴
会長	継	小谷 繁喜	1号	現・1号地域振興会議委員 佐治町自治連合会会長
副会長	継	岸田 みち代	2号	現・2号地域振興会議委員 千代南中学校保護者会会員
	継	田中 早雄	1号	佐治町まちづくり協議会副会長
	継	岡村 裕司	2号	現・2号地域振興会議委員 鳥取県因州和紙(協)理事
	継	栗谷 幹雄	2号	現・2号地域振興会議委員 JA鳥取いなば佐治支店果実部長
	継	西尾 寛茂	2号	現・2号地域振興会議委員 佐治町支部老人クラブ会長
	継	竹内 むつ子	2号	現・2号地域振興会議委員 前小規模多機能居宅事業 運営委員
	継	杉本 淑子	3号	現・3号地域振興会議委員
	継	福安 道則	3号	現・3号地域振興会議委員
	新	下石 聡子	2号	
	新	無替 幸夫	3号	
	新	竹村 智行	3号	

* 選出区分

1号委員 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある人

2号委員 学識経験を有する人

3号委員 公募により選任された人

佐 治 町 総 合 支 所	
支所長	西尾 彰仁
副支所長兼地域振興課長	徳永 努
産業建設課長	福田 浩二
市民福祉課長	谷口 武
地域振興課課長補佐	倉持 修

令和2年度 地域振興会議開催スケジュール

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
上旬		地域振興会議（単独またはブロック開催）		地域振興会議（単独またはブロック開催）	地域振興会議（単独またはブロック開催）		地域振興会議（単独またはブロック開催）	地域振興会議（単独またはブロック開催）		地域振興会議（単独またはブロック開催）	会長会					
中旬															地域振興会議（単独またはブロック開催）	
下旬									会長会							
次期委員委嘱関係手続																

鳥取市佐治町総合支所等職員名簿

【佐治町総合支所】

令和2年4月1日現在

〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木2519-3番地
電話0858-88-0211(代)FAX0858-89-1552

〈総合支所〉

支所長 西尾 彰仁

副支所長 徳永 努

市民福祉課
(直)88-0212、88-0213

課長 谷口 武 *

主幹 飯田 弘文

主幹 上田 眞博 *

主任(再)山口 昌樹

主事 間屋口 真功 *

保健師 杉本 彩果

主事(任)山田 健一

地域振興課
(直)88-0211

課長(兼) 徳永 努

課長補佐 倉持 修 *

主幹 中村 千代子

主任 谷口 由美子 *

主任 竹内 愛

産業建設課
(直)88-0215

課長 福田 浩二

主幹 中谷 均

主幹 上田 修 *

主任(再) 谷上 右近

〈鳥取市教育委員会〉

佐治町分室
(佐治町歴史民俗資料館)
(直)88-0218

分室長(兼)徳永 努

主任(再)川西 仁志

嘱託員 有本 茂子

嘱託員 田中 寿彦

〈医科診療所〉

医科診療所所長
(兼)谷口 武 *
(直)88-0127

医科医長 尾坂 妙子 *

主任 岡田 美穂

主任 山田 美紀

医療事務員 小谷 由里子

〈歯科診療所〉

歯科診療所所長
(兼)谷口 武 *
(直)88-0818

歯科医長 安藤 修二 *

歯科技工士 津川 卓也

歯科衛生士 今岡 祐希

歯科衛生士 礪江 知花

歯科衛生士 西尾 愛

医療事務員 岸田 美穂

〈佐治人権福祉センター〉

所長 栗谷真由美

88-0806

人権福祉員 坂根 和夫

人権福祉員 西尾 早織 *

〈佐治地区公民館〉

館長 竹本 康宏

88-0228

主任 伊福部千恵美

主事 中谷 亜紀

主事 中谷 晴子

*4月1日付異動職員

令和2年度 佐治町総合支所地域振興課 事務分担表

課長 徳永 努
課長補佐 倉持 修

令和2年4月1日現在

分 担 事 務	担 当 者			
	主 査		副 査	
○ 課の総括に関すること	課長	徳永 努		
○ 総合支所内の総合調整及び庶務に関すること 予算決算に関すること 叙位、叙勲、褒章、表彰 週間・月間行事予定 国・県に対する陳情、請願、要望等の処理 総合計画等の策定・進行管理 新市地域振興ビジョン推進計画の進行管理	課長補佐	倉持 修	主幹	中村千代子
○ 電源立地地域対策交付金に関すること ○ 地域振興会議の運営事務に関すること ○ 新人職員の研修に関すること				
○ 防災対策・危機管理・災害救助に関すること ○ 非常備消防及び消防水利に関すること	課長補佐	倉持 修	主任	竹内 愛
○ 定時放送に関すること ○ 防犯対策に関すること ○ 国内・国際交流、グリーンツーリズム事業に関すること ○ NPO等の育成・支援に関すること ○ 共生の里推進加速化事業に関すること ○ 広報に関すること 市報・支所だよりの作成	主幹	中村千代子	主任	谷口由美子
○ 地域団体・イベントに関すること ○ 自治連合会に関すること	主幹	中村千代子	課長補佐	倉持 修
○ 総合支所内の庶務に関すること 報酬・賃金の支出 諸手当の届出・確認 共済組合、健康診断 ○ 文書の收受及び発送、審査及び保管に関すること ○ 情報公開及び個人情報保護に関すること ○ 中山間地域振興に関すること ○ 移住・定住化対策に関すること ○ 情報化・CATVに関すること CATVによる広報、点字・声の広報 ホームページに関すること ○ 出納事務に関すること 現金の保管・収納金の総括・支払手続き 物品（備品・消耗品）の保管・出納等 ○ 選挙事務に関すること ○ コミュニファイ（日宿組織、地区公民館等）の育成・支援に関すること	主任	谷口由美子	主幹	中村千代子
○ 交通安全に関すること	主任	谷口由美子	主任	竹内 愛
○ 総合支所庁舎の管理に関すること ○ 文化及び芸術の振興に関すること ○ 車輛の管理に関すること ○ 官民境界立会に関すること ○ 財産区に関すること ○ 国土調査に関すること ○ 安全衛生委員会に関すること ○ 統計調査に関すること ○ 広聴に関すること 総合案内所・市民談話室 地区座談会・地域づくり懇談会 ○ 普通財産及び行政財産の管理に関すること	主任	竹内 愛	課長補佐	倉持 修

令和2年度 佐治町総合支所市民福祉課 事務分担表

課 長 谷口 武

令和2年4月1日現在

分 担 事 務	担 当 者			
	主査		副査	
課の総括に関すること	課長	谷口 武	主幹	飯田 弘文
国保診療所(直診勘定)に関すること。	主幹	飯田 弘文	保健師	杉本 彩果
障害者福祉に関すること。 障がい者就労継続支援に関すること。 特別医療に関すること。 介護保険に関すること。 民生委員及び児童委員に関すること。 避難行動要支援者制度に関すること。	主幹	上田 眞博	主任 主事	山口 昌樹 山田 健一
市税の申告、徴収に関すること。 同和対策事業に関すること。 国民健康保険に関すること。 国民年金に関すること。 後期高齢者医療に関すること。 所管に係る公の施設の管理に関すること。 生活保護に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 墓地に関すること。	主任	山口 昌樹	主幹 主事	上田 眞博 間屋口真功
児童福祉に関すること。 母子、父子及び寡婦の福祉に関すること。 保育所及び市立幼稚園の入所等に関すること。 高齢者福祉に関すること。 人権施策の推進に関すること。 男女共同参画の推進に関すること。 人権福祉センター業務に関すること。 人権擁護及び厚生保護に関すること。 一般廃棄物に関すること。 動物の死体の処理に関すること 飼犬及び飼猫の管理に関すること。 狂犬病に関すること。 公害に関すること。 自然保護に関すること。 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 被爆者健康手帳の進達及び交付に関すること。	主事	間屋口真功	主幹	飯田 弘文
			主任	山口 昌樹
			主事	山田 健一
保健衛生の指導に関すること。 予防接種及び感染症予防に関すること。 妊産婦・乳幼児保健に関すること。 国保診療所(直診)及び保健事業に関すること。	保健師	杉本 彩果	主幹	飯田 弘文
市税の証明等に関すること。 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 在留関連事務に関すること。 印鑑登録に関すること。 埋火葬の許可及び死産届に関すること。 マイナンバー制度に関すること。 献血に関すること。 自動車臨時運行の許可に関すること。	主事	山田 健一	主幹 主幹 主任 主事	飯田 弘文 上田 眞博 山口 昌樹 間屋口真功

令和2年度 佐治町総合支所産業建設課 事務分担表

課 長 福田 浩二

令和2年4月1日現在

分 担 事 務	担 当 者			
	主 査		副 査	
課の総括に関すること	課長	福田 浩二	主幹 主幹 主任	中谷 均 上田 修 谷上 右近
農林水産業の振興に関すること 農産物加工センターの管理に関すること 森林整備事業に関すること 集会所等施設の管理（譲渡）等に関すること 緑化推進に関すること 農業委員会事務の受付・相談に関すること（農振区域の変更） 農業者年金に関すること 道路占用許可に関すること 建築基準法に基づく各種申請に関すること 都市計画施設予定区域内等の建築制限に関すること 景観形成に関すること 除雪に関すること 市道・農道除雪に関すること（消雪管理も含む） 公営住宅の維持管理に関すること 入居者管理及び滞納者の徴収業務（本庁の協力） 商工業・観光の振興に関すること 所管する施設の維持管理に関すること 公共交通機関に関すること	主幹	上田 修	主幹 主任	中谷 均 谷上 右近
道路新設改良に関すること 市道改良・管理に関すること（道路台帳） 道路の維持修繕に関すること 路外駐車場に関すること 河川改良に関すること 橋梁・河川などの維持修繕に関すること 公共土木施設の災害復旧に関すること 急傾斜崩壊工事に関すること 農業基盤整備に関すること 農業基盤整備に関すること 農地及び農業用施設災害復旧に関すること 林道維持管理等に関すること 林道の災害復旧に関すること 土地改良区に関すること 地区要望、国県要望、単県要望（資料作成）に関すること 登記事務に関すること	主幹	中谷 均	主任 主幹	谷上 右近 上田 修
農業等集落排水使用料・維持管理に関すること 賦課データの入力及び滞納者の徴収業務 浄化槽設置整備補助に関すること 水洗化の普及促進に関すること 簡易水道施設の改良・維持管理に関すること（水道局の協力） 使用料の徴収（納付書発行）に関すること 中山間直接支払い、日本型直接支払いに関すること 地産・地消に関すること（農産物販売所） 病害虫対策及び家畜の伝染病予防に関すること 特産品の保護・奨励に関すること（J A補助事業） 米の生産調整に関すること 有害鳥獣に関すること（有害駆除、猟友会）	主任	谷上 右近	主幹 主幹	上田 修 中谷 均

令和2年度 教育委員会佐治町分室 事務分担表

分室長 徳永 努

令和2年4月1日現在

分 担 事 務	担 当 者			
	主 査		副 査	
分室の総括に関すること。	分室長	徳永 努		
予算、決算に関すること。 スポーツグループの育成、援助に関すること。 各種体育大会・教室の開催に関すること。 佐治地区体育指導委員に関すること。 体育協会佐治支部に関すること。 佐治地区体育会に関すること。 その他社会体育に関すること。 庶務に関すること。 地域活性化センター運営に関すること。 西佐治会館運営に関すること。 こぶし会館運営に関すること。 平成会館運営に関すること。 尾際コミュニティー施設管理に関すること。 多目的運動広場運営に関すること。（大井） 多目的広場維持管理に関すること。（高山） その他社会教育に関すること。 成人・青少年等の学級・講座の開設に関すること。 情報提供に関すること。 社会教育関係団体に関すること 成人式に関すること。	主任	川西 仁志	嘱託員 嘱託員	有本 茂子 田中 寿彦
佐治町コミュニティセンターの施設管理に関すること。 図書室の整備・運営に関すること	嘱託員	田中 寿彦	主任 嘱託員	川西 仁志 有本 茂子

佐治歴史民俗資料館 館長 徳永 努

分 担 事 務	担 当 者			
	主 査		副 査	
運営に関すること。 施設整備に関すること。 資料収集・展示等に関すること。 指定文化財の維持管理・保存団体の育成に関すること。	主任	川西 仁志	嘱託員	田中 寿彦

令和２年度主な地域別事業一覧表

佐治地域

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予算計上額	説 明
地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	1,000	お試し定住体験事業費、空き家運営経費
地域振興課	買い物支援事業	2,500	移動販売車による買い物支援・見守り活動
地域振興課	小さな拠点整備事業	2,700	小さな拠点担い手育成支援
経済・雇用戦略課	スマート・エネルギー・タウン構想推進事業費	10,000	地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消に向けた実現可能性調査
経済・雇用戦略課	因州和紙振興補助金	541	因州和紙を伝承していくため各種事業に取り組んでいる団体への助成
経済・雇用戦略課	かみんぐさじ管理事業費	4,556	かみんぐさじ指定管理料等
観光・ジオパーク推進課	たんぼり荘、山王谷キャンプ場管理運営費	4,133	たんぼり荘・山王谷キャンプ場指定管理料、施設修繕費等
農政企画課	農産物加工センター管理運営費	1,218	農産物加工センターの指定管理料等
農政企画課	野生鳥獣被害防止事業費	3,429	進入防止柵設置に対する支援等
林務水産課	林道維持管理事業費	165	林道の舗装、路肩修繕、除草等維持経費
林務水産課	林道改良事業費	368	長寿命化に係る橋梁点検業務委託経費
農村整備課	環境保全型農業直接支払交付金	143	環境保全に効果の高い営農活動への支援
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	15,626	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	885	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
交通政策課	市町村有償運送事業費	6,816	南部支線におけるバス運行委託費等経費等(用瀬地域・佐治地域)
道路課	道路管理費	6,860	道路施設管理緊急補修他
道路課	一般道補修費	20,062	一般道路補修工事他

令和２年度主な地域別事業一覧表

佐治地域

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予算計上額	説 明
道路課	除雪費	5,775	消雪施設光熱水費、除雪車車検他
道路課	社会資本整備総合交付金事業費	65,000	南岸線整備
道路課	防災・安全交付金事業費	18,500	川奥線、ハウニン線整備、橋梁修繕
道路課	交通安全施設事業工事費	618	カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設修繕
学校教育課	中山間地域ふるさと体験活動支援事業	12,523	市内の小学生が佐治町の民家での農家暮らし体験を中心活動としながら自然体験・文化体験の活動に要する経費
生涯学習・スポーツ課	さじアストロパーク企画イベント等事業費	2,911	さじアストロパークの企画イベント実施委託料
生涯学習・スポーツ課	さじアストロパーク運営管理費	35,104	宿泊コテージのユニバーサル化、施設運営管理経費等
生涯学習・スポーツ課	さじコスモスの館運営管理費	147	施設運営管理経費
文化財課	佐治歴史民俗資料館管理費	231	施設管理経費
佐治町地域振興課	総合支所統括費	148	支所長経費（旅費等）
佐治町地域振興課	ふるさとの味祭り事業費補助金	1,350	「佐治ふるさと祭り」開催補助
佐治町地域振興課	文化振興費（さじ民話会補助金）	25	佐治谷話の保存・伝承に取り組む「さじ民話会」への補助
	合 計	223,334	

県民の皆様へ ～気を緩めずに、みんなで感染拡大防止～

鳥取県への緊急事態宣言の解除は「終わり」ではなく、新型コロナウイルスとの闘いの第二章の「始まり」です。

気を緩めれば感染拡大を起こしかねません。みんなで鳥取型「新しい生活様式」を定着させ、感染予防や拡大防止に取り組みましょう。

次の波に備えて、鳥取県としても医療提供体制、検査体制の充実など、さらに進めてまいります。

◆人と人との感染防止距離(概ね2メートル)、咳エチケットや手洗い、「三つの密」を避けることに、しっかり取り組みましょう。

◆当面、不要不急の県境を越える人の往来(特に特定警戒都道府県)や、接待を伴う夜の飲食店への外出、全国的イベント・大規模なイベント(屋内100人超、屋外200人超)等への参加は控えましょう。

※特定警戒都道府県(R2.5.14現在):北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

◆外出は構いません。鳥取県の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。

「新しい生活様式」とは

一人ひとりのできる感染予防対策

- ・「三つの密」の回避(密集、密接、密閉)
- ・他の人との約2メートルの距離を空ける
- ・手洗いまたは手指消毒、咳エチケット
- ・外出時のマスク着用
- ・遊びに行くなら屋内より屋外

こんな工夫も...

- ・買い物は1人または少人数ですいた時間に
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース
- ・公園、公共交通機関利用は混んでいる時間帯は避けて
- ・食事は持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・発熱や風邪症状ある場合には行事に参加しない

鳥取市における特別定額給付金の給付について

申請方法

(1) オンライン申請 令和 2 年 5 月 15 日（金）開始

オンライン申請は、世帯主以外の方が申請することはできません。

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、(1) 世帯主及び世帯員の情報並びに振込口座情報を入力し、(2) 振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの画像等をアップロードして電子申請を行う方法です。

【注意事項】

- ・マイナポータルへログインする際は、マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダライタ又はスマートフォンが必要です。
- ・一部、サービスを利用できないスマートフォンの種類があります。
- ・署名用電子証明書が失効している場合、サービスを利用できません。

(2) 郵送申請

郵送申請は、鳥取市から世帯主あてに、あらかじめ世帯員の情報を印字した申請書を送付します。**（令和 2 年 5 月 27 日（水）～29 日（金）に配達予定）。**

送付された (1) 申請書に必要事項を記入し、(2) マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の写し及び (3) 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写しを添付し、(4) 同封された封筒で郵送にて申請する方法です。

郵送申請は、世帯主以外の方であっても世帯主の委任により代理申請・受給することができます。

【注意事項】

- (1) 特別定額給付金は、世帯主の方が申請し、世帯全員分の給付金をまとめて受給します。
- (2) FAX や電子メールによる申請は一切受け付けできません。
- (3) 申請内容等についてお問い合わせをすることがございますので、電話番号は日中に連絡可能なものを記入してください。
- (4) 記載内容、添付書類に不備がある場合は、給付が遅れたり、給付ができなくなる場合があります。
- (5) 特別定額給付金申請の手続きのうち、オンライン申請ではマイナンバーカードが必須となりますが、郵送申請の場合はマイナンバー及びマイナンバーカードはどちらも必須ではありません。また、オンライン申請・郵送申請いずれの場合でも、申請書にマイナンバーを記入する必要はありません。

【申請期限】 令和 2 年 8 月 26 日（水）※ 当日消印有効

[特別定額給付金 申請方法例]

5月27日以降に世帯主の方へ届く申請書に記入して郵送申請してください。

佐治町総合支所市民福祉課

②申請日を記入

特別正額給付並申請書

電話整理整理用八一



申請日	令和2年	月	日
下記の事項に同意のうえ 【同意事項】 ①受給資格の確認に ②公簿等で確認でき いただくことがあ ③口座についての記 を含む）に連絡・確 ④他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給している世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給して ⑤住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給して いること。			
③世帯主署名			
署名又は記名（押印）	生年月日	住居	
	昭和37年 3月 3日	鳥取市〇〇〇南三丁目4番18号6789012	
		34567890	
		日中に連絡可能 な電話番号	

※住所が異なる場合は、本書まで訂正してください。電話番号は必ず記入ください。

※付添人が申請又は受給する場合は、裏面の付添申請（受給）にご記入ください。

世帯主以外の世帯員の口座に振り込む場合も、代理申請（受給）への記入が必要です。

○給付対象者（下記の記載内容をご確認ください。もし記載の誤りがあれば、朱書きで訂正してください。）

※本校蔵にチェックがない場合、「希望する」として取り扱います。

	氏 名	続 柄	生年月日	定額給付金の交付 の可否 (交付の可否)	事務処理欄
1	鳥取 一太郎78901234567890	世帯主	昭和17年 3月 2日	希望する	不要
2	鳥取 二太郎78901234567890	妻の養父(実弟)の弟	昭和17年 3月 3日	希望する	不要
3	鳥取 三太郎78901234567890	妻の妻の養父	昭和17年 3月 3日	☐ 希望する	不要
4	鳥取 四太郎78901234567890	妻(実弟)の妻の妻の	昭和17年 3月 3日	☐ 希望する	不要
5	鳥取 五太郎78901234567890	夫(実弟)の妻の妻の	昭和17年 3月 3日	希望する	不要
6	鳥取 六太郎78901234567890	兄	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
7	鳥取 七太郎78901234567890	妻の子の養父(実弟)	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
8	鳥取 八太郎78901234567890	妻の妻の母の母の母の	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
9	鳥取 九太郎78901234567890	妻の妻の妻の妻の	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
10	鳥取 一〇太郎78901234567890	妻の妻の妻の妻の	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
11	鳥取 一十一太郎78901234567890	仲居人の嫁の養父の妹	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
12	鳥取 一二太郎78901234567890	弟	昭和17年 3月 3日	希望する	☐
13	鳥取 一三太郎78901234567890	妻の妻の妻の妻の	昭和17年 3月 3日	希望する	不要
14	鳥取 一四太郎78901234567890	妻の妻の妻の妻の	昭和17年 3月 3日	希望する	不要

合 計

⑤全員分と
らかにチェ
クを入れる

○受取方法（希望する受取方法のチェック欄に○を記入）

[illegible]

☐ 金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名	
	1. 銀行 2. 金庫 3. 信託 4. 信託	5. 農協 6. 協同 7. 信用連	支店コード
	通帳記号 (※新札がある場合は、写真に書き込んでください)		1. 通帳記号
☐ ゆうちょ銀行		通帳記号 (※新札がある場合は、写真に書き込んでください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の扉書きの上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。		1. 通帳記号 	

(6) 単位がある場合は、黒字に記入ください。

☐ 現金で受取（本庁舎での受取）

※金融機関の口座がない方のみとなります。給付日等等については、後日お知らせします。

○代理申請（受給）を行う場合（※代理申請（受給）を行う場合のみ、記入してください。）

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	年 月 日	代理人住所
		明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日	会中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 特別定額給付金の		を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任方法の 選択は不要です。	署名（又は記名・押印） 世帯主氏名
☐ 申請・請求 ☐ 受給 ☐ 申請・請求及び受給			

本人確認書類及び振込先口座の確認書類 貼り付け欄

①本人確認書類（本人及び代理人）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳等などの写し

⑦本人確認ができるものの
写しを貼り付ける



②振込先口座の確認できる書類

通帳、キャッシュカードの写し、インターネットバンキングの画面の写し

※必ず金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できる部分をコピーしてください。

⑧通帳やキャッシュカードの
振込口座の情報が確認できる
部分の写しを貼り付ける



③受給権者と代理人との関係を確認できる書類【代理申請（受給）を行う場合のみ】

「受給権者と代理人との関係」を確認できる書類も必要です。

チェックリスト

（以下の項目について必ずご確認の上、確認後はチェック欄（□）にレを入れてください。）

- ☐ ①ご記入いただきご確認ください。
- ☐ ②特に、ご記入一致すること
- ☐ ③添付資料に漏れがないかご確認ください。

⑨このチェックリストに沿って再度必要事項を確認し、
郵送申請する

再度ご確認
の番号が

鳥取市防災ラジオ

(Model :9ZQA36)

(AM/FM/緊急告知受信機)

鳥取市防災ラジオとは

災害時などに市が緊急情報を発信した際、ラジオ局（FM鳥取）の電波を利用して、自動で起動するラジオです。

- ※ FM鳥取・・・コミュニティFM局。鳥取市の防災局としての機能を有する。通称：RADIO BIRD (82.5MHz)
- ※ 平常時は一般のラジオとして使用可能

鳥取市防災ラジオの特徴

製品イメージ写真

(1) 自動起動機能

- ⇒ 災害時などに、防災行政無線で発信する緊急情報を放送
- ※ 緊急情報の自動起動可能な場所は、FM鳥取の可聴エリアに依存します。

(2) 持ち運びが可能

- ⇒ 垂直避難時の部屋移動、避難所への移動に対応

(3) ライトの点灯機能

- ⇒ 緊急情報の受信時にライトが自動で点灯し、光でお知らせ

(4) 緊急放送の録音機能

- ⇒ 放送を聞き逃した時など、自動録音された緊急情報を再生可能



緊急情報

伝達方法

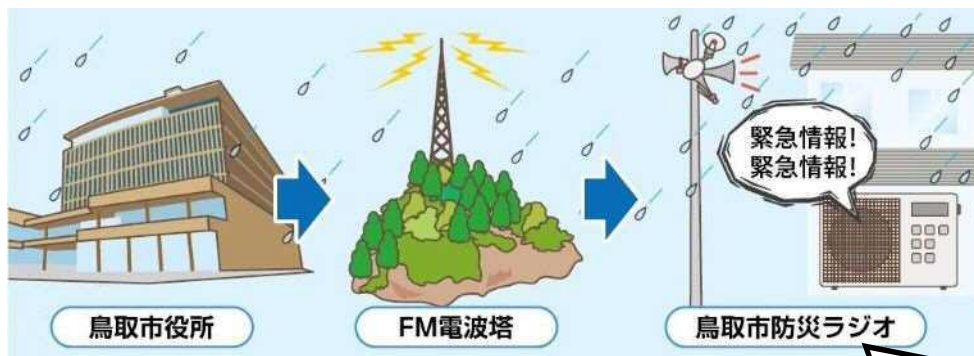
受信者

J-ALERT情報

- ・緊急地震速報
- ・国民保護情報等

避難情報

- ・避難勧告等



販売について

販売価格

2,000円(税込)

最新の販売店については、鳥取市公式HPをご覧ください。(裏面参照)

※ 鳥取市役所では機器の販売は行っておりません。

**ラジオOFF、他局聴取時も
自動で起動・切替！！**

- ・防災行政無線と同時配信
- ・迅速な情報伝達
- ・簡単な操作性

【機器製造】リズム時計工業(株)

フリーダイヤル 0120-557-005 (お客様相談室)
受付時間9:00～17:00(土日、祝日ほか休日を除く)
〒330-9551 埼玉県さいたま市大宮北袋町1-299-12

【事業主体】鳥取市危機管理部危機管理課

電話 0857-30-8033
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

【販売店記入欄】

販売の状況について

防災ラジオについては、市民の皆様から非常に高い関心をいただいております、現在、皆様のお手元に届きにくい状況となっております。

このため、次の販売店において予約の受付を行っておりますので、予約の方法等については各販売店に直接お問い合わせください。

なお、次回入荷は6月頃を予定しておりますが、多数の予約をいただいているため、9月以降のお渡しとなる場合がございますので、ご了承ください。

「鳥取市防災ラジオ」販売店一覧

(令和2年4月22日時点)

No.	販売店	本店所在地	TEL(本店番号)
1	株式会社サンマート(市内全店舗)	鳥取市湖山町東2丁目133	0857-38-8001
2	有限会社ヤマデン	鳥取市青葉町3丁目101	0857-26-6639
3	尾脇電機株式会社(全店舗)	鳥取市片原1丁目114	0857-23-0841
4	美保家電	鳥取市大覚寺183-30	0857-26-0917
5	有限会社家電のきのした	鳥取市国府町宮下242	0857-22-7056
6	有限会社高木電器	鳥取市湖山町北6丁目209	0857-28-1575
7	株式会社八百谷時計電器店	鳥取市用瀬町用瀬271	0858-87-2224
8	有限会社田中屋電器	鳥取市気高町北浜2丁目1	0857-82-2220
9	河村電気商会	鳥取市津ノ井273	0857-51-8150
10	有限会社ダイコー電機	鳥取市湖山町北4丁目814	0857-28-4289
11	有限会社村上科学店	鳥取市気高町宝木328-5	0857-82-0252
12	日誠電器店	鳥取市今町1丁目568	0857-22-5759
13	株式会社中井脩(栄町店舗・南隈店舗)	鳥取市栄町623	0857-23-5221
14	株式会社戸信 (ダンクショップ鳥取市役所店、県庁売店 尾崎病院店、鳥取市立病院店)	鳥取市緑ヶ丘2丁目667-14	0857-24-5872
15	有限会社コアイチムラ	鳥取市里仁315	0857-28-7689
16	オギハラ電器有限会社	鳥取市河原町河原72-10	0858-85-1212
17	オオクラデンキ	鳥取市立川町1丁目12	0857-26-6962

※ 敬称略 受付順

販売店は引き続き募集しております。最新の情報は鳥取市公式HPをご覧ください。

地域内情報伝達設備整備状況

令和2年5月18日

集落名		世帯数	地域内情報伝達設備					摘要
			音声告知 ＋有線	音声告知	整備しない	保留 検討中	その他	
1	小原	8		● 8				スマホ対応済
2	葛谷	21	● 21					機器選定中
3	刈地	38	● 38					整備中
4	ほき元	5		● 5				
5	上葛谷	8		● 8				整備済
6	津無	45			● 45			
7	大井	25	● 25					整備済
8	古市	42			● 42			
9	上大井	10		● 10				整備済
10	森坪	32		● 32				整備済
11	下加瀬木	26	● 26					整備済
12	加瀬木	63	● 63					整備済
13	湊尻	13		● 13				
14	高山	62		● 62				整備済
15	津野	33	● 33					整備済
16	福園	17			● 17			
17	万蔵	9			● 9			
18	大水	27			● 27			
19	小田	22			● 22			
20	細尾	8		● 8				整備中
21	畑	26		● 26				整備済
22	つく谷	33				● 33		
23	余戸	37	● 37					整備済
24	河本	20	● 20					整備済
25	尾際	34		● 34				整備済
26	中	13		● 13				整備済
27	栃原	11		● 11				整備済
計		688	8 263	12 230	6 162	1 33	0 0	

佐治町生活交通会議（仮称）設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 人口減少や高齢化が進行している佐治町にあって、これからも安心して住み続けていくために必要な地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の検討と確保を通じ、住民福祉の向上と交通空白地域の解消その他旅客の利便の増進を図るとともに、佐治町生活交通創生ビジョンの（以下、「ビジョン」という）策定と実施に係る連絡調整を行うため、「佐治町生活交通会議（以下、「交通会議」という）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議・検討するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) ビジョンの作成及び変更の協議に関する事項
- (4) ビジョンの実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) ビジョンに位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議は、別表に掲げる団体等にある者や公募により選出された者で構成する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（役員）

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 交通会議の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

3 会議は、会長が議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報及び申請者の情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会長が適当と認めたときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

（庶務）

第6条 交通会議の庶務は、佐治町総合支所産業建設課と特定非営利活動法人さじ未来において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 委員名簿

所 属 等	役職等	氏 名	備 考
佐治町自治連合会			
口佐治振興協議会			
中佐治自治会			
第三区振興協議会			
山王振興協議会			
佐治町まちづくり協議会			
佐治町社会福祉協議会			
佐治町老人クラブ			
佐治町連合婦人会			
佐治小学校 P T A			
千代南中学校 P T A (佐治町)			
特定非営利活動法人さじ未来			
鳥取市佐治町総合支所			
佐治地区公民館			
学識経験者等			

オブザーバー

鳥取県東部地域振興事務所	中山間地域振興担当リーダー	堂崎 健	
鳥取市市民生活部地域振興課	課長補佐	吉田 稔	
〃 都市整備部交通政策課	課長補佐	筒井 真二	
とっとり県民活動活性化センター	主任企画員	寺坂 純子	
佐治町総合支所	地域振興課長	徳永 努	
佐治町総合福祉センター	所長	谷村 三郎	

事務局（担当者）

佐治町総合支所産業建設課	主任	上田 修	
N P O 法人さじ未来	事務局員	青柳 亮治	

佐治町 生活交通体系の再構築までのスケジュール（案）

項目	時期	令和2年度										令和3年度							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
佐治町生活交通会議 (仮称)	第1回			第2回			第3回			第4回			第5回			第6回			
住民意識調査		住民意識調査実施	集計・検証			第1回 利用実態 調査実施	集計・検証		利用実態 調査実施	集計・検証									
試験運行			運行計画案 作成	→	試験運行広 報（時刻表 配布）	第1回 試験運行 実施	運行計画案 改善	試験運行広 報（時刻表 配布）	第2回 試験運行 実施								第3回 試験運行 実施		
本格運行										運行計画 作成	→			車両等購入 手続き	本格運行 広報 （時刻表配 布）	納車	→	10/1金 本格運行 開始	
										運行管理体 制整備	→ 運転手確保（研修の実施）、配車管理体制など								
運行計画の認定												生活交通会 議へ提案							
												運輸局に登 録申請	→	運輸局 登録					
補助金申請	補助金申請 書類作成 （試験運 行）	補助金申請	補助金受領									実績報告書 作成	実績報告書 提出 （精算）						
												補助金申請 書類作成 （本格運 行）	補助金申請	補助金 受領					
路線バス（佐治線）												廃止届	広報	→			9/30廃止	廃止	
市有償バス（佐治線）												廃止届	広報	→			9/30廃止	廃止	